

2. 平成 21 年度実施の内容

2. 1 実施対象路線と対象エリア

(1) 選定の考え方

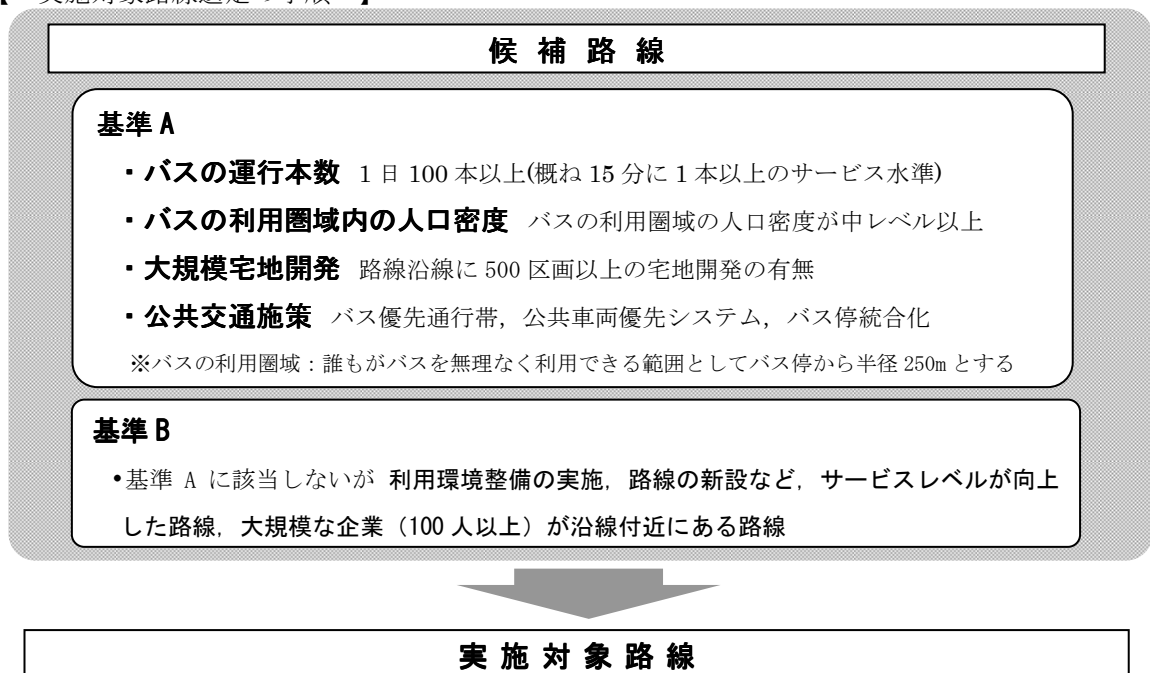
① 実施対象路線の選定基準

MM実施対象路線の選定については、平成 19 年度マイカー利用者意識転換策調査報告書「平成 20 年度以降のMM実施方針について」に基づき、下記の 2 点を基準としている。

【 実施対象路線の選定条件 】

- 基準 A：沿線の人口密度，バスの運行本数，沿線の宅地開発，公共交通施策の有無などの基準から選定した**重点取組路線**及び**準重点取組路線**
- 基準 B：重点取組路線に該当しないが，**利用環境整備を実施した路線**，**新設された路線**，**サービスレベルが向上した路線**，**大規模な企業（100 人以上）が沿線付近にある路線**

【 実施対象路線選定の手順 】



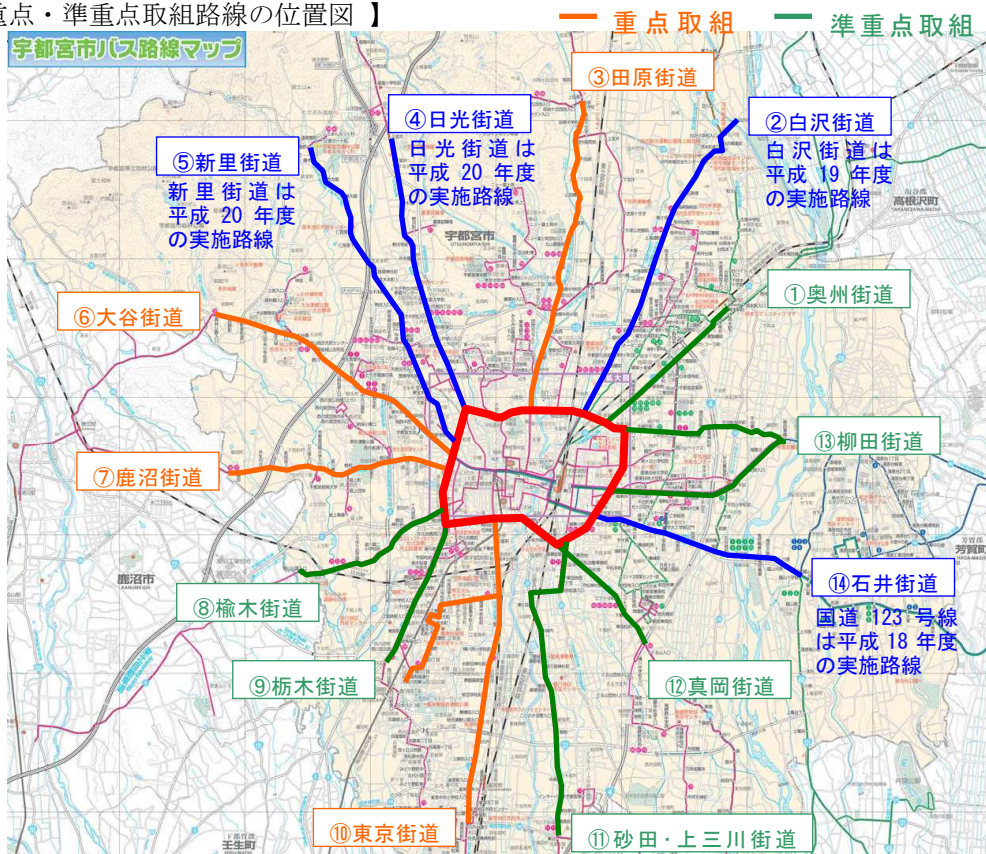
② 実施対象エリア・区間の選定基準

MM実施対象エリア・区間の選定については、平成 19 年度マイカー利用者意識転換策調査報告書「平成 20 年度以降のMM実施方針について」に基づき、下記の 4 点を基準としている。

【 実施対象エリア・区間の選定条件 】

- 基準 1：人口密度の分布（バス停周辺の人口密度，集合住宅地の有無）
- 基準 2：バスの利用圏域に重なる自治会エリア（バス停から半径 250m 圏内）
- 基準 3：バスのサービスレベル（バス料金と運行本数）
- 基準 4：利用環境整備の実施や大型住宅団地の有無

【 重点・準重点取組路線の位置図 】



【 重点・準重点取組路線の特性値一覧 】

路線名称 (通称・路線名)	対象路線の選定基準				
	人口 密度	バス運 行本数	沿線宅 地開発	公共交 通施策	選定基準 の該当数

[重点取組路線 (7 路線)]

②白沢街道(氏家宇都宮線)	中	112	有	優先, PTPS	4
③田原街道(藤原宇都宮線)	中	206	有		3
④日光街道(国道 199 号)	中	344	無	優先	3
⑥大谷街道(宇都宮今市線)	中	524	無	優先	3
⑦鹿沼街道(宇都宮鹿沼線)	中	182	有		3
⑩東京街道(国道 4 号, 国道 119 号)	多	224	有	優先	4
⑭石井街道(国道 123 号)	中	310	無	優先, バス停統合	3

[準重点取組路線 (7 路線)]

①奥州街道(宇都宮烏山線, 国道 4 号)	低	114	無		1
⑤新里街道(大沢宇都宮線)	低	112	無		1
⑧榎木街道(市道 1542 線)	低	36	無		0
⑨栃木街道(宇都宮栃木線)	中	220	無		2
⑪砂田・上三川街道(二宮宇都宮線他)	低	20	無		0
⑫真岡街道(宇都宮真岡線)	低	72	有		1
⑬柳田街道(宇都宮向田線)	低	38	有		1

※ バス運行本数については、宇都宮内環状線よりも外側のバス停における最大運行本数（上り・下り）とする。

(2) 実施対象路線・対象エリアの選定結果

対象路線、及び対象エリア・区間の選定基準を踏まえ、選定した実施対象エリアは下記の3路線である。

(詳細は後出の【実施対象エリア】参照)

【実施対象エリアの選定基準との対応関係】

選定基準			大谷街道	東京街道 (江曾島経由)	奥州街道
対象 路線	A	バスの運行本数、沿線の人口密度、沿線の宅地開発、公共交通施策の有無などの基準から選定した重点取組路線。	○	○	○
	B	重点取組路線に該当しないが、利用環境整備を実施した路線、新設された路線、サービスレベルが向上した路線、大規模な企業(100人以上)が沿線付近にある路線。		○	○
対象 エリア ・ 区 間	①	人口密度の分布(バス停周辺の人口密度、集合住宅地の有無)	○		
	②	バスの利用圏域に重なる自治会エリア(バス停から半径250m圏内)	○	○	○
	③	バスのサービスレベル(バス料金と運行本数)	○	○	○
	④	利用環境整備の実施や大型住宅団地の有無		○	○

【実施対象エリアの特性】

<p>大谷街道 対象路線：該当する基準 A 重点取組路線に該当している。 対象エリア等：該当する基準 ①②③ 人口密度が高いか、大型住宅団地がある地域。</p>
<p>東京街道(江曾島経由) 対象路線：該当する基準 A, B 重点取組路線に該当している。 平成20年度に、関東バスが「西川田東車庫」にスポット駐輪場を整備し、利便性が向上している。 大規模な企業が沿線上にある。 対象エリア等：該当する基準 ②③④ 人口密度が高いか、大型住宅団地がある地域。</p>
<p>奥州街道 選定理由：該当する基準 A, B 準重点路線である。 大規模な企業が沿線上にある。 平成21年度に、「松下電器」バス停付近にスポット駐輪場を整備する予定であり、利便性の向上が見込める。 対象エリア等：該当する基準 ②③④ 人口密度が高いか、大型住宅団地がある地域。ただし、平成19年度にMMを実施した地域を除く。</p>